

# 【エスエスケイフーズ(株) 2024年度健康経営の取り組みについて (実施計画)】

## ■目的

従業員の健康増進を重視し、健康管理を経営課題として捉え、その実践を図ることで従業員の健康の維持・増進と会社の生産性向上を目指す

「企業が従業員の健康に配慮することによって、経営面においても大きな成果が期待できる」という基盤に則り、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する

従業員の健康管理・健康づくりの推進は、単に医療費という経費の節減のみならず、生産性の向上、従業員の創造性の向上、企業イメージの向上等の効果が得られ、かつ、企業におけるリスクマネジメントとしても重要と考える

従業員の健康管理者は経営者であり、その指導力の下、健康管理を組織戦略に則って展開することがこれからの企業経営にとってますます重要になっていくものとする

## ■2024年中小規模部門認定基準 当社での取り組み事項

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件	当社の2024年度の取組み	
1.	経営理念・方針		健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診	必須	4月全社事業計画発表会にて発信 ホームページ、社内ポータルサイトに掲載 経営者自身健診：9～11月受診予定（10/2人間ドック受診）	
2.	組織体制		健康づくり担当者の設置  (求めに応じて)40歳以上の従業員の健診データの提供	必須	健康づくり担当者：2019年設置 健康経営推進体制策定 鈴与健康保険組合へ提出	
3 ・ 制 度 ・ 施 策 実 行	(1) 従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題に基づいた具体的な目標の設定	健康経営の具体的な推進計画	必須	2024年度事業計画発表会にて決定 「健康診断受診率100% 従業員の健康づくりと健康経営を目指します」	
		健康課題の把握	①従業員の健康診断の実施（受診率実質100%）	左記①～③のうち 2項目以上	ブルー ライト 500 は左 記① ～ ⑬ の う ち 1 3 項 目 以 上	受診率100%
			②受診勧奨の取り組み			健康診断費用補助 健康診断有所見者へ再検査受診勧奨
	③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施		10月実施（全社員対象）			
	(2) 健康経営の実践に向けた土台づくり	ヘルスリテラシーの向上	④管理職または従業員に対する教育機会の設定	左記④～⑦のうち 1項目以上		健康経営たより発行（年4回社内報掲載）、安全衛生委員会にて産業医より講話
		ワークライフバランスの推進	⑤適切な働き方実現に向けた取り組み			育児短時間勤務制度、各種休暇制度
		職場の活性化	⑥コミュニケーションの促進に向けた取り組み			懇親会費用補助金、地域貢献（清水みなとまつり）、全社員交流会、忘年会、納会
		仕事と治療の両立支援	⑦私病等に関する復職・両立支援の取り組み（⑬以外）			各種休暇制度、産業医面談、キャリア面談
	(3) 従業員の心と身体の健康づくりに関する具体的対策	具体的な健康保持・増進施策	⑧保健指導の実施または特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	左記⑧～⑬のうち 4項目以上		鈴与健康保険組合よりPepupの利用推奨、各イベント案内 特定保健指導参加勧奨
			⑨食生活の改善に向けた取り組み			野菜摂取強化月間設置、食育マルシェ開催 置き型社食設置（栄養管理食品）、野菜ジュース配布 農林水産省「野菜を食べようプロジェクト」・食物アレルギー共同取組み「プロジェクトA」参画
			⑩運動機会の増進に向けた取り組み			朝礼前ラジオ体操、ポテワーク動画放映 自立体力測定会実施、ストレッチ器具設置
			⑪女性の健康保持・増進に向けた取り組み			女性活躍に向けた座談会開催、女性の健康課題と働く環境匿名アンケート実施 働く女性の健康課題を考えるセミナー受講
⑫長時間労働者への対応に関する取り組み			過重労働者管理、有給休暇取得状況管理			
⑬メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み			産業医面談、キャリア面談			
⑭感染症予防対策		⑭感染症予防に関する取り組み	インフルエンザ予防接種費用補助 発熱検知端末・アルコール消毒の設置、マスク配布・コロナ簡易検査キット常備			
喫煙対策	⑮喫煙率低下に向けた取り組み	必須			禁煙外来受診推奨・費用補助、敷地内禁煙（喫煙所の設置）	
	受動喫煙対策に関する取り組み					
4.	評価・改善		健康経営の取り組みに対する評価・改善	必須	健康診断結果に基づき対象者へ各種セミナー・指導実施 健康経営推進担当の外部セミナー受講・参加による情報収集・情報交換・取組み内容の発信 健康経営推進体制内にて協議・改善	
5.	法令遵守・リスクマネジメント		定期健診を実施していること、50人以上の事業場においてストレスチェックを実施していること、労働基準法または労働安全衛生法に係る違反により送検されていないこと、等 ※申請内容記載表の誓約事項参照	必須	(制約事項に反していない)	